東京都 デマンドレスポンス活用を見据えた 家庭用燃料電池普及促進事業

助成金申請 添付書類の手引き

Ver1.4

(お問い合わせ先・申請書の提出先) 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階

電話:03-6659-3472 (DR 家庭用燃料電池普及促進事業 ヘルプデスク)

(受付時間) 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続上の主な注意点を具体的に 説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに 公社の定めるところにより運用されます。

目次

【更	新履歴】	3
1.1	申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください)	4
2.1	事前申込 提出書類	4
2.2	助成金交付兼実績報告 提出書類①	9
2.3	助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)	10
2.4	提出書類の注意点	14
2.4.	1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点	14
2.4.2	2 DR 実証参加に関する書類の注意点	18
2.5	各書類作成例等	20
3.1	(参考)関連ホームページのご案内	33

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2024/6/17	_	新規作成
2	1.1	2024/6/26	2.1 2.5 各書類 作成例等	2.1 紙申請書類 事前申込、交付兼実績報告方法 について修正 提出部数1部に修正等 2.5 領収書内訳書記載例修正 等
3	1.2	2024/11/18	2.4.2DR 実 証参加に 関する書 類の注意 点	交付申請兼実績報告 申請時に関する注意事項 追加
4	1.3	2025/4/1	2.5 各書 類作成例 等	DR 実証に参加する場合の交付申請等委任状 委 任状記入時の注意事項追加
5	1.4	2025/10/1	・問い合わ せ電話番 号 ・国補助 URL	・問い合わせ先の変更に伴い修正。 ・URL 変更に伴い修正。
6				
7				
8				
9				
10				

1.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- ① 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。 提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
- ② 必要事項の確認のため、必須書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- ③ 申請手続きについて、手引きに掲載のない事項や、明確に判断できない場合は、事前に公社まで ご相談ください。
- ④ 事前申請と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。
- ⑤ 公社では、円滑な審査実施のため原則、電子申請をお願いしております。

2.1 事前申込 提出書類

1台1事前申込となります。

同じ申請者が複数台の事前申込される場合は、台数分の事前申込が必要です。

• 例

申請者 A 家庭用燃料電池 1台設置予定 →1件事前申込

申請者 B 家庭用燃料電池 2台設置予定 →2件事前申込(設置台数分の事前申込が必要)

■電子申請の場合

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

※上記 HP にある『事前申込の手引き』をご確認いただき、 『事前申込フォーム』から御申請ください。

選事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。

- 事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。
 - ★添付書類について
 - ・設置予定機器の見積書1点です。(以下の内容が記載された見積書をご用意ください。) 社判を押印の上、ご提出ください。
 - ① 対象機器設置場所住所が明記されていること
 - ② 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
 - ③ 対象機器の「型番(品番)」が正確に記載されていること
 - ④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること(消費税含まず)

※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。

※添付書類は PDF 形式、添付写真は JPEG・PNG 形式にしてください。

- ・事前申込を完了すると、10分以内に事前申込の受付完了メールが届き事前申込は完了です。
- ・受付日以降(受付日を含む)に、契約締結や工事着手、工事金支払いを行ってください。

■紙申請の場合

- 本手順書にある事前申込書類について A4様式にて手書きで必要項目を記載してください。
- 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。 提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公 社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- ➤ <u>**工事契約・施工につきましては**</u>、事前申込を**公社が受領後**に可能となります。公社受領日につきましては、返送いたします事前申込書類に記載がありますので、書類の到着をお待ちください。
- ▶ 様式等にある事前申込書をダウンロードし、情報を記入してください。
- ▶ 事前申込には誓約書も含まれておりますので、必ずご確認いただきチェック(✔)をお願いいたします。
- ≪お送りいただく書類≫下記3点です。

(1)事前申込書(誓約書含む) 1部

·下記 HP の様式等にある「事前申込書」をダウンロードし、記入してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

- ・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。
- ・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色 以外のペンで記入したものについては、受付けできません。
- ・手続代行者がいる場合は、必ず手続代行者情報を記入ください。

(2) 見積書

- ・下記項目が記載された見積書をご用意ください。社判を押印の上、提出してください。見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。
- ① 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ② 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ③ 対象設備の「型番(品番)」が正確に記載されていること
- ④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること(消費税含まず)

(3)返信用切手付き封筒

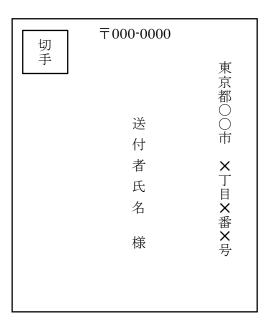
- ・事前申込後について、公社にて受付後、事前申込番号と受付日を記載した書面を返信用封筒にて お送りします。
- ・公社からの書面については、

手続き代行を使用して申請した場合…手続代行の住所にお送りします。

個人で申請された場合…申請者の住所にお送りいたします。

- ・公社からお送りした書面は事前申込受付の証拠になりますので大事に保管してください。
- ・返信用封筒として、A4 が入る封筒、切手をご用意ください。切手の金額が不足とならないようご注意ください。
- ・封筒に切手を貼り、申請者様の返信先住所・宛先名(申請者名)を記載してください。

(返信用記入例)



公社へ郵送

3点を封書に入れて下記まで送付ください。

提出先:〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム DR 家庭用燃料電池普及促進事業 担当者 宛

- * FAX や電子メールによる事前申込書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- * 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものも受付しません。
- * 原則として、事前申込書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で事前申込書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに書類を分けて入れて下さい。(ホチキス止めは不可。)その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「DR 家庭用燃料電池助成金 必要書類在中」と赤字で記入してください
- * 返信用封筒がないもの

返信用封筒に切手が貼っていないもの

添付書類の見積書がないもの等の不備書類につきましては、受領いたしません。送付した書類につきましても、返送いたしませんのでご注意ください。

【事前申込】必要添付書類リスト

		事前申込 必要添付書類	
	提出書類名称	確認事項	# <u>*</u> ***/
1	【紙申請のみ】 事前申込書 家庭用燃料電池 (エネファーム)	【紙申請のみ】 ・事前申込書(誓約書含む) 1部 (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) 下記 HP の様式等にある「事前申込書」をダウンロードし、記入してください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen	
2	【紙申請のみ】 返信用切手付き封 筒	【紙申請のみ】 ・事前申込後について、公社にて受付後、事前申込番号と受付日を記載した書面を返信用封筒にてお送りします。 ・公社からの書面については、 手続き代行を使用して申請した場合…手続代行の住所にお送りします。 個人で申請された場合…申請者の住所にお送りいたします。 ・公社からお送りした書面は事前申込受付の証拠になりますので大事に保管してください。 ・返信用封筒として、A4 が入る封筒、切手をご用意ください。 切手の金額が不足とならないようご注意ください。	
3	【電子申請・紙申請】 設置予定機器の 見積書(写し)	【電子申請・紙申請共通】 設置予定機器の見積書1点です。 (以下の内容が記載された見積書をご用意ください。) ①対象機器設置場所住所が明記されていること ① 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ② 対象機器の「型番(品番)」が正確に記載されていること ③ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること (消費税含まず) ※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。	

【見積書 記入例】

鱼缶	<u> </u>	月	F

見積書

東京 花子 様

東京都〇〇区〇〇町 1-1/1 〇〇株式会社 〇〇営業所 営業所長 〇〇 〇〇

設置場所住所 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

下記のとおりお見積りさせていただきます。

家庭用燃料電池	メーカー	〇〇株式会社
(エネファーム)		
家庭用燃料電池(エネファー	型番(品番)	×××-0000
ム)燃料電池ユニット		
家庭用燃料電池(エネファー	型番(品番)	×××-0000
ム)貯湯ユニット		
エネルギーマネジメント機器	メーカー	〇〇株式会社
- 及びIoT関連機器		
	型番(品番)	×××-0000

対	象機器	器の金額	
家庭用燃料電池(エネファーム) 機器	費		¥***,***
家庭用燃料電池(エネファーム) 工事	費		¥***,***
エネルギーマネジメント機器及びIoT関語機器費	連		¥***,***
エネルギーマネジメント機器及びIoT関 工事費		・処分・撤去・雑部材等 助成対象外です。	¥***,***
合計			¥***,***
消費税			¥***,***
総額			¥***,***
/供表\		ı	

〈備考〉			

2.2 助成金交付兼実績報告 提出書類①

■電子申請の場合

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

『交付兼実績報告フォーム』から御申請ください。

(主事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。

事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。

添付書類については"2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)"をご参照ください。

■紙申請の場合

- ▶ 本手順書にある事前申込書類について A4様式にて手書きで必要項目を記載してください。
- 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。 提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公 社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- (1)交付申請兼実績報告書 1部

下記 HP の様式等にある「第5号様式」をダウンロードし、記入してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

- ・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。
- ・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色 以外のペンで記入したものについては、受付けできません。
- ・手続代行者がいる場合は、必ず手続代行者情報を記入ください。 添付書類については"2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)"をご参照ください。

(2)公社へ郵送

封書に入れて下記まで送付ください。

提出先:〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム DR 家庭用燃料電池普及促進事業 担当者 宛

- * FAX や電子メールによる書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- * 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものも受付しません。
- * 原則として、交付兼実績報告書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来 かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提 出頂き、ご自身で書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対 し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒 やクリアファイル等で、1申請ごとに書類を分けて入れて下さい。(ホチキス止めは不可。)その 際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付してください。
- * 封筒の表に、「DR 家庭用燃料電池助成金 必要書類在中」と赤字で記入してください

2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)

・家庭用燃料電池(エネファーム)設置に関する書類(【電子・紙申請】共通)

必要書類				
	提出書類名称	確認事項	チェック 欄	備考
1	助成金申請者(個人) 本人確認書類等 (リース事業者の場合) 使用者本人確認の書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦精神障害者保健福祉手帳 ⑧運転経歴証明書 ⑨マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること ★リース事業者の場合は、使用者本人確認書類を提出してください。		【申請者が個人の場合に 提出が必要】
2	助成金申請者(法人) 実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ★リース事業者の場合は、使用者本人確認書類を提出してください。		【申請者が法人の場合に 提出が必要】
3	家庭用燃料電池(エネファーム) の領収書・領収書の内訳(写し)	・領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること 【領収書】 ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額 ③ 領収日 ④ 発行者(販売事業者)各 ⑤ 発行者(販売事業者)捺印 ⑥ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの※1 【領収書内訳】 ① 設置場所住所 ② 宛名(助成申請者名であること) ③ 助成対象経費(機器費(消費税抜)と工事費(消費税抜)) ④ 家庭用燃料電池(エネファーム)敷造者名(メーカー) ⑤ 家庭用燃料電池(エネファーム)敷造者名(メーカー) ⑤ 家庭用燃料電池(エネファーム)敷湯ユニット型番(品番)・製造番号 ⑦ 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載) ⑧ 国補助、地方公共団体の補助金額 ⑨ 国補助、地方公共団体の補助金額 ⑨ 国補助、地方公共団体の補助金額 ⑨ 国補助、地方公共団体の補助金額が領収金額から引かれているか、いないか ⑩ 発行者(販売事業者)名 ① 発行者(販売事業者)捺印 (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること		(※1)領収書に収入印紙がなく、かつクレジット支払いであることが明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要また、電子領収書であることを電子で明記すること
4	保証書(写し) ・家庭用燃料電池(エネファーム)	公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること ・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		・保証書の提出が困難な場合は「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)(証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)

5	家庭用燃料電池(エネファーム) 設置した助成対象住宅の全景写 真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれ で可) ・対象機器が写っていなくても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・Google map、Web 上の写真でなく撮影したものであること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度 撮影を依頼する可能性あり	
6	集合住宅等であることの確認で きる書類	以下の書類の写しであること。 ・建物の登記簿謄本 ※6 か月以内に発行されたものであること	【集合住宅として申請を行 う場合に提出が必要】
7	家庭用燃料電池(エネファーム) の設置状況を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ※全景写真と同じ建物に設置されていることがわかるように写真を撮影してください。(住宅の外壁、ブロック塀、植栽等) ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	・燃料電池ユニット、貯湯 ユニットが写っているもの (複数枚可)
8	家庭用燃料電池(エネファーム) の型番及び製造番号(銘板)を示 す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること)・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの・カラー印刷または、カラーブリント写真であること	・燃料電池ユニット、貯湯 ユニットそれぞれの銘板 写真を添付すること
9	家庭用燃料電池(エネファーム) に係るリース等契約証明書(写 し)	・リース等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	【リース契約の場合に提出が必要】 ・リース等の料金は元金 (機器単体費)から助成金 相当分を減額した金額で 算出されていること ・リース契約期間が対象機 器の法定耐用年数以上で あること。
10	対象機器所有権者(リース等の 事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6 か月以内に発行されたものであること	【リース会社の場合に提出が必要】

11	助成申請者の口座情報が確認で きる書類(写し)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
12	助成対象機器に係る国及び地方 公共団体による補助金の交付の 通知書等 (補助を受ける予定である場合 は、申請予定の場合は、補助金 額がわかる書類)	<申請済み> 補助金を申請し交付決定通知書がある場合はその写し <申請予定の場合、申請済みだが交付決定通知書が届いていない場合> 申請書の表紙の写しまたは、補助金額がわかるホームページやリーフレット等の写し	【国及び地方公共団体の 補助金に申請した場合ま たは申請予定の場合に提 出が必要】
13	重要事項説明書(案)	・対象機器の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器の所有権を引き継ぐことが記載されること・対象機器の所有者において、交付要綱第16条、第23条及び第25条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること	
14	その他公社が必要と認める書類		・公社の指示に従い提出すること

DR 実証に参加する場合(【電子·紙申請】共通)

	N 大皿に参加する物口(L 电 」「小中日」 六匝/					
	提出書類名称	チェック 欄	備考			
1	委任状写し	様式 委任状 見本付(DR 活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進 事業における DR 実証に参加する場合の交付申請等委任について)に 必要事項の記載し捺印をした写し				
2	DR 実証契約書(写し)	都登録アグリゲーターと申請者が結んだ DR 実証契約書の写し		必ず両者の押印又は署名 がされていること。		
3	その他公社が必要と認める書類			・公社の指示に従い提出すること		
以	下は、エネルギーマネ	・ジメント機器やIoT関連機器を設置する場合	ì			
4	機器の設置写真	・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した場所が分かるような写真であること ・「メーカー名」「型番(品番)」「製造番号」がはっきり確認できること。 ・写真の縦横比は変更しないこと ・カラー印刷または、カラーブリント写真であること				
5	設置機器の納品書(写し)	・納品日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(助成申請者名であること) ② 納品日 ③ 納品住所				

	I		1
6	設置機器の領収書(写し)	・領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること 【領収書】(※) ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額(金額の訂正不可) ③ 領収日 ④ 発行者(販売事業者) 各 ⑤ 発行者(販売事業者) 捺印 ⑥ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの※1 【領収書内訳】 ① 宛名(助成申請者名であること) ② 設置場所 ③ 助成対象経費(エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器費(消費税抜)と工事費(消費税抜)) ④ エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器の製造者名(メーカー)・型番(品番)、製造番号 ⑤ 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載) ⑥ 発行者(販売事業者) 各 ⑦ 発行者(販売事業者) 捺印 (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること	(※)クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること
7	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番(品番)」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	・保証書の提出が困難な場合は「助成対象開係が 新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること (漢字氏名は提出する本人 確認でください。) (証明は設備の販売元等 が公社理事長宛に提出したものであること)

■紙申請 必要添付書類リスト

必要書類							
提出書類名称		確認事項					
1	第5号様式助成金交付申請兼実績報告書	下記 HP の様式等にある「第 5 号様式」をダウンロードし、記入してください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen ・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで記入して下さい。 ・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付けできません。 ・手続代行者がいる場合は、必ず手続代行者情報を記入ください。 (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)					

2.4 提出書類の注意点

2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点

(1)申請者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、<u>公社で申請を受付けた時点で有効期限内である</u>ことが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ※該当箇所をマスキングすること
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート(住所の記載がない場合は受付不可)
- (5) 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑧ 運転経歴証明書
- ⑨ マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要)
- ⑩ (法人・リース事業者の場合)商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人 印の印鑑登録証明書のうち、いずれか1点 ※6か月以内に発行されたものであること
- ※ 現住所・氏名の記載であること。 (氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)が必要です。)
- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。 (付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。)

※マスキングの例



(2)対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳写し

(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

① 領収書、領収書内訳に下記項目を記載してください。

<領収書>

- 1. 宛名(助成申請者名であること)
- 2. 領収金額(金額の訂正不可)
- 3. 領収日
- 4. 発行者(販売事業者)名
- 5. 発行者(販売事業者)押印
- 6. 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの

<領収書内訳>

- 1. 宛名(助成申請者名であること)
- 2. 設置場所住所
- 3. 家庭用燃料電池(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
- 4. 家庭用燃料電池(エネファーム)製造者名(メーカー)
- 5. 家庭用燃料電池(エネファーム)燃料電池ユニット型番(品番)・製造番号
- 6. 家庭用燃料電池(エネファーム) 貯湯ユニット型番(品番)・製造番号
- 7. エネルギーマネジメント機器及び IoT 機器(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
- 8. エネルギーマネジメント機器及び IoT 機器の製造者名(メーカー)
- 9. エネルギーマネジメント機器及び IoT 機器型番(品番)・製造番号
- 10. 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載)
- 11. 発行者(販売事業者)名
- 12. 発行者(販売事業者)押印

② 複数台をまとめて購入した際の領収書内訳書については、1台ごとに作成してください。

- ③ クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、 追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
- ④ クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット 会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。また電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記する必要があります。
- ⑤ 電子領収書の場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。
- ⑥ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません.
- ⑦ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく 乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設 置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行 うことがあります。

(3)対象機器保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番(品番)がはっきり読み取れるものを提出してください。

- (注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番(品番)、製造番号等がわかる ものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は<u>「設置した設備が新品かつ</u>未使用品であることの証明」を提出してください.

(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

(4) 助成対象設備を利用する住宅の全景写真

Google map 等の web 上の写真は認められません。

- (1) 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- ② 対象設備を設置する建物と対象設備から供給される電気を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ③ 全景写真では、助成対象機器が写っていなくても構いません。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(5) 助成対象機器の設置状態を示す写真

Google map 等の web 上の写真は認められません

- ① 設置された設備の全景写真を提出してください。
 - ※ 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器を設置した場所が分かるような写真としてください。
- 4 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。
- ※ 日没後撮影等で助成対象設備の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- ※ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)それぞれが写っている写真が必要です(複数枚に分かれても構いません。)。

(6) 助成対象機器の型番(品番)及び製造番号(銘板)を示す写真

(燃料電池ユニット、貯湯ユニット)

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。 (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること)
- ② 型番と製造番号が1枚に移っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

⑥ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)のそれぞれの銘板」を 撮影して提出してください。

(7)通帳の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明 する書類です。

以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写し等を提出してください。なお、表紙、 及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

金融機関名(コード)・支店名(コード)・預金種類 ・口座番号 ・カタカナの口座名義

- ※ 助成申請者と同一の口座名義であること
- ※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。
- (8) 助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等

(国及び地方公共団体の補助金に申請した場合または申請予定の場合のみ) 国及び地方公共団体による補助金を申請した(申請予定を含む)場合、国及び地方公共団体による補助金の交付決定通知書等を提出してください。

- ① 国及び地方公共団体による交付額の確定通知書がある場合は、以下を提出してください。 →「交付決定通知書」、「交付決定と振込のお知らせ」の等の交付が決定した書類の写し
- ② 申請済みだが交付決定通知がまだお手元にない方は以下を提出してください →補助金申請書の表紙の写し(電子などの申請の場合は、申請したことが確認できる画面)
- ③ 申請予定の場合の方は以下を提出してください。
 - →補助金額がわかるリーフレットやホームページ等の写し
 - ※下記が記載されていること
 - ・補助金・助成金の金額が確認できるもの
 - ・国及び地方公共団体の記載があるもの

参考:国補助を受ける予定である場合は、申請予定の場合は下記の給湯省エネ2025事業 HPページの写しを提出

■給湯省エネ 2025 事業 HP(エネファーム)

https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/materials/enefarm.html

(10)重要事項説明書

申請者が住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)であり、助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に交付要綱第23条に規定する内容を記載して提出してください。

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映 させてください 家庭用燃料電池(エネファーム)(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。) より「デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、⑤~⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という)は、公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器を設置した場合(助成対象機器が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。家庭用燃料電池 (エネファーム):6年。IoT 機器5年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業助成金交付要綱」第25条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主及び当該変更後の所有者は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第 16 号様式) を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、当該申請をした買主に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成 26 年4月1日付 26 都環公総地第6号)第32に定める方法により算出した額を請求するものとする。
- ⑨ 買主は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- ⑩ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。

2.4.2 DR 実証参加に関する書類の注意点

(1)委任状の写し

デマンドレスポンスに参加する場合は、委任状の様式"「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について"を、以下からダウンロードしてください。

以下の内容を確認し、写しを提出してください。

- ①助成対象者(助成対象機器を導入する者)の情報
- ②手続代行者(都登録AG(家庭))の情報
- ③都登録AG(家庭)が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者に委託する場合は、その情報を記載すること
- ※自筆による署名の場合、押印は任意とします。
- ※委任状を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通保管するものとし、その写しを公 社に提出してください。
- ※委任状の記入例については P32 をご参照ください。

(2)DR 実証契約書(写し)

都登録AG(家庭)との間で締結する DR 実証の契約書を提出してください。 契約書は、助成申請者の助成金申請における交付申請兼実績報告時に提出する DR 実証契約の証憑と同一の内容である必要があります。

【エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器を設置する場合】

(1)機器の設置写真

- (1) 設置された機器の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器を設置した場所が分かるような写真としてください。
- 4) 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

(2) 設置機器の納品書

- ① 下記が記載されている納品書の写しを提出
- ② 宛名(助成申請者名であること)
- ③ 納品日
- ④ 納品住所

(3)領収書・領収書の内訳(写し)

"2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点"、(2)対象機器を購入した際の領収書の写し 及び領収書内訳写しをご参照ください。

(3)対象機器保証書の写し

"2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点"の(3)対象機器保証書の写しを ご参照ください。

なお、交付申請兼実績報告の<u>申請受付後</u>"DR 実証について<参加しない>から<u><参加する></u>への 変更はできません。申請時はご注意ください。

2.5 各書類作成例等

申請者本人確認書類

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇申請者本人確認書類

助成金交付申請書の申請者情報(氏名及び住所)を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)※該当箇所をマスキングすること
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート(住所の記載がない場合、受付不可)
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑧ 運転経歴証明書
- ⑨ マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要)
- ⑩ (法人・リース事業者の場合)商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人 印の印鑑登録証明書のうち、いずれか 1点 ※6か月以内に発行されたものであること
- ※ 記載内容がはっきりと確認できるものであること
- ※ 公社で申請を受けつけた時点で有効期限内であること
- ※ 現住所・氏名の記載がされていること(氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要です。)
- ※ 日本で発行されたものであること
- ※ 健康保険証の保健所番号、記号・番号、二次元パーコードはマスキングすること。
- (付箋等で隠すか、写しを黒塗り)
 - 例)健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、2次元バーコード

【マスキングの例】

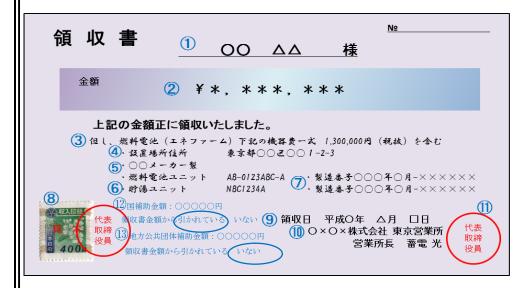


対象機器 領収書(写し)

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇対象機器 領収書(写し)例

- ●当該機器の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。
 - ※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象設備 の購買を証明する書類を作成してください。



- 以下の内容がはっきり確認できる写しをご提出ください。
 - ① 宛名(助成申請者名であること)
 - ② 領収金額
 - ③ 助成対象経費(税抜)
 - 4 設置場所住所
 - ⑤ 対象機器メーカー名
 - ⑥ 対象機器型番(品番)
 - ⑦ 製造番号
 - ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの
 - 9 領収日
 - ⑩ 発行者(販売事業者)名
 - ① 発行者(販売事業者)捺印
 - ① 国補助金額、領収金額から国補助金額がひかれているか ※国補助を申請していない場合は、申請していない旨を記載ください。
 - ① 地方公共団体補助金額、領収金額から国補助金額がひかれているか ※地方公共団体補助を申請していない場合は、申請していない旨を記載ください。
- ※ 但し書きに③~⑬の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。
 - ・ 販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き30ページ参照)
- ※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(®)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但 し書きの記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。
- ※ 電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。
- ※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

対象機器 保証書(写し)

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇対象機器 保証書(写し)例

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、写しを貼り付けてください。
- 対象機器メーカー名、対象機器型番(品番)、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
- 複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
 - ※使用者控え(お客様控え等)の写しであること



見 本

※保証書に申請者名(個人または法人名)の記載欄がある場合は、申請者名を記載してください。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き P31 ページ参照)

対象機器を設置する建物の全景写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇住宅の全景写真 例

- 対象機器を設置する建物の全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写っていなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない(日没後撮影等)場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- Google map 等、web 上の写真での提出は認められません。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。
 - ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 - ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上
 - ※ 1 枚に収まらない場合は、複数枚に分けて、全ての写真を添付してください。



対象機器の設置状態を示す写真

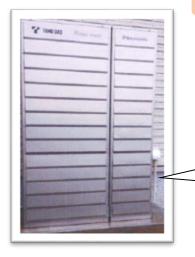
申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇対象機器 設置写真 例

- 設置完了後の写真を提出してください。
- 燃料電池ユニット、貯湯ユニットのすべてが写るよう撮影してください。
 - ※ 停電時発電継続機能が外付けの場合、外付けであることがわかるよう撮影してください。
 - ※ ユニット同士の距離が離れており、1枚では収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
 - ※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の写真が必要です。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。
 - ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 - ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上
 - ※ 1 枚に収まらない場合は、複数枚に分けて、全ての写真を添付してください。
 - ※ 対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真としてください。







燃料電池ユニット・貯湯ユニットすべての 設置写真が必要です。(外付け停電時 発電継続機能含む)

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

対象機器 銘板写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇対象機器 銘板写真例

- 設置した後の対象機器の銘板を撮影し、提出してください。
- ●型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
 - ※ カラー印刷又はカラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上

■燃料電池

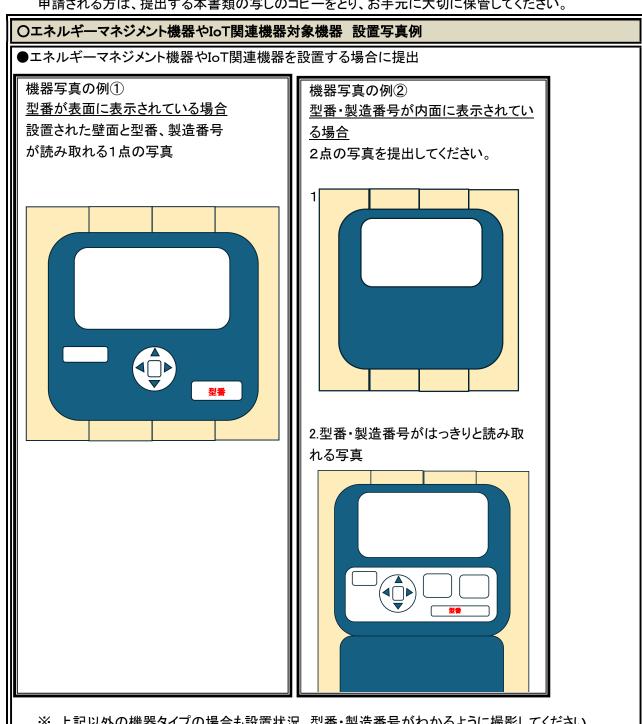
※ 各ユニットの銘板すべて必要です。(外付け停電時発電継続機能含む)



エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器

対象機器の設置状態を示す写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。



- ※ 上記以外の機器タイプの場合も設置状況、型番・製造番号がわかるように撮影してください。
- ※ 撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。
- ※ カラー印刷又はカラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上

通帳(写し)

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇通帳(写し)例 振込口座情報の記載された通帳の写しを提出してください ● 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きの写しが必要となります。 助成金申請者と同一の口座名義としてください。 ● 以下の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写しを貼り付けてください。 ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ⑤カタカナの口座名義人氏名 40口座番号 ※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページの) ログイン後の画面)で、「金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確 認できるものを提出ください。 以下の通帳の写し2枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。) ● 表紙 ● 振込口座情報が記載されている ページの見開き 総合口座 00銀行 株式会社 〇〇〇銀行。 [銀行コード 0000]. 支店名 本店。 00 00 TEL 03(1234)5678- およとのの内容 上版報号 本版的機能化 制度 工程 ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方の写しを提出ください。 ● 表紙 ● 振込口座情報が記載されている ページの見開き 計 付 11900 1234561 40XX カンキョウ タロウ 様 東京 花子 様 ゆうちょ銀行 総合口座通帳 振込用の店名・口座番号 付の金融表業から抵込を受ける際は、こちらのほ名・口座番号をお振込人さまにお知らせください。 全銀システムによる報込サービス附結後、但金融機関からの振込の 受取口産として利用する際は、次の内容をご指定ください 【店名】一九人(限か、イチェエウルチ) 【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

〇助成対象機器に係る国及び区市町村公共団体による補助金の交付の通知書等

- ・国及び地方公共団体による交付額の確定通知書がある場合は、以下を提出してください。 →「交付決定通知書」、「交付決定と振込のお知らせ」の等の交付を示す書類の写し
- ・申請済みだが交付決定通知がまだお手元にない方は以下を提出してください
 - →補助金申請書の表紙の写し(電子などの申請の場合は、申請したことが確認できる画面)
- 申請予定の場合
 - →補助金額の記載がある国及び地方公共団体の記載があるチラシ、リーフレット、 ホームページ等の写しを添付してください。

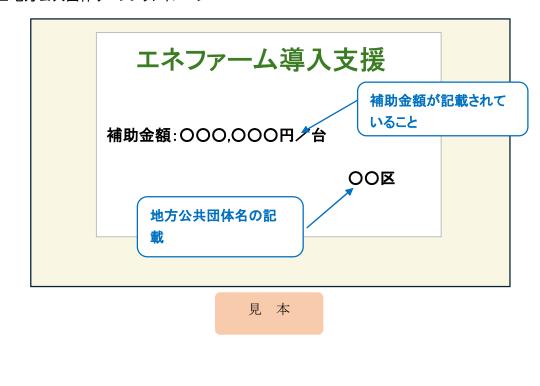
参考:

■給湯省エネ 2025 事業 HP(エネファーム)

国補助を受ける予定である場合は、申請予定の場合は下記の給湯省エネ 2025 事業 HPページの写しを提出

https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/materials/enefarm.html

■地方公共団体リーフレットイメージ



【クレジット契約等により購入した場合の領収書作成例:販売店が発行したものに限ります】

社印(角印)又は代表者 印(丸印)のいずれかが 押されていること。<u>※押</u> <u>印されたものの写しであること。</u>

●日

東京 花子 様

申請者名を記入してください。(漢字氏 名は提出する本人確認資料の漢字に 合わせてください。)

対象機器に関する代金領収書

収入印紙

現金で5万円以上の領 収金額の場合は、収入 印紙(割印) 東京都〇〇区〇〇町 1-1-1 〇〇株式会社 〇〇営業所 営業所長 〇〇 〇〇 ^印

●年

●月

次の顧客の対象機器の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

| 氏名 東京 花子 ◆ の漢字氏名は提出する本人確認資料 の漢字氏名に合わせてください。) | 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号 | 住所

_				
	購入設備		家庭用燃料電池(エネファーム)	
	メーカー又はブランド		×○×○株式会社	
	家庭用燃料電池燃料電池へ	型番(品番)	x x x -0000	
		製造番号	AA-00123	
購入	家庭用燃料電池貯湯ユニット	型番(品番)	x x - x 00 x	銘板のとおりに記入してくだ
品		製造番号	010001	さい。
目	エネルギーマネジメント機 器及びIoT関連機器	品番	x x - x 00 x	
		製造番号	010001	
	機器費(税抜)		000,000 円	
	工事費(税抜)		000, 000 M	2°

エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器 申請の場合は記載

受領代金	費目	金額	入金(受領)日		
	現金	金 000,000 円	△年 △月 △日		
	クレジット (クレジット会社名:□■(株))	金 000,000 円	△年 △月 △日		
	合計	金 000,000 円			

【(領収書内訳書について)】

公社理事長あてに作成してください。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

申請者と同一である必要があります。(領 収書の宛名が連名の場合も、申請者単名 の記載で作成してください。)

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行した家庭用燃料電池等に係る領収書は、 ●年●月●日 付け領収書(領収書番号ABC2468-DEF)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等 を下記のとおりに、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。 記 「設置場所住所に関する情報」の 設置場所住所と一致すること。 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号 家庭用燃料雷池 0.000.000 円 2 FCA に登録されている「製造事業者また 機器費(消費税抜き) はブランド事業者名」を記載してくださ 家庭用燃料電池 0.000.000 円 3 工事費(消費税抜き) い。例:京セラ(株)、アイシン精機(株) 家庭用燃料電池 4 ×O×O株式会社 パナソニック(株)等 製造者名(メーカー) 燃料電池ユニ 型番(品番) TK-1234ABC-K 5 ット TKC1234 銘板のとおりに記載してください。 製造番号 (銘板写真の添付例をご確認ください。) OOOO年O月-×××× 型番(品番) 貯湯 6 ユニット 製造番号 $\triangle \triangle . \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ エネルキーマネシブメント機器及び IoT 7 0.000,000 円 関連機器 機器費(消費税抜き) エネルギーマネシブメント機器及び IoT 8 0,000,000 円 関連機器 工事費(消費税抜き) エネルキーマネシゾント機器及び IoT 〇×〇×株式会社 関連機器 製造者名(メーカー) エネルキ゛ーマネシ゛ 型番(品番) $\Delta\Delta$ -00 メント機器及び 10 製造番号 IoT 関連機器 ※国または地方公共の補助金の申請を行っている場合に記入してください 0.000.000 円 国等の補助金を申請していて、領収書 国 補助金額(申請予定も含む) 地方公共団体 補助金額 金額から引かれているかどうか記載をし 0,000,000 円 (申請予定も含む) てください 領収書金額から国の補助金が引かれている 領収書金額から国の補助金が引かれていない 2 領収書金額記載について 領収書金額から地方公共団体の補助金が引かれている 領収書金額から地方公共団体の補助金が引かれていない 領収書の日付以降の日付を記入してください。 ▶ 年 月 \mathbb{H} ○×○×会社

ださい。

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてく

印

【保証書の提出が困難な場合は販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例】: (販売店が発行したものに限ります。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿 公社理事長宛てに作成してください。 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) 助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書 DR 活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業交付申請兼実績報告を提出するにあたり、弊社 が下記の申請者に販売した助成対象設備が新品かつ未使用品であることを証明いたします。 また、助成対象設備が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応 じます。 申請者と同一である必要があります。 (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) 1 申請者名 東京 花子 ← 「設置場所住所」は太陽光の使用場所住所と一 致すること。 2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号 領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番 3 領収書番号 ABC2468-DEF 号を記載してください。 以上 領収書の日付以降の日付を記入してください。 ●年 ●月 ●日 領収証明会社名 〇×株式会社 $\bigcirc \times$ 株式 領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。 会社

【DR 実証に参加する場合の交付申請等委任状】

委任状の様式"「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について"、以下からをダウンロードしてください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

都登録 AG(家庭)から DR の意義、DR 実証の内容と注意事項等の説明をうけてください。そのうえで DR 実証に参加する場合は、都登録 AG(家庭)への委任状に必要事項を記入してください。





委任状記入時の注意事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①委任状の締結日が記入されていること。工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。
- ② i)助成対象者の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること
 - ii)助成対象機器を導入する者【甲】と一致すること
- ③ i)手続代行者の事業者名、部署、担当者氏名、住所が記入され、押印(本事業を行う責任者が押印すること。必ずしも代表取締役印である必要はありません。)されていること
 - ii)都登録AG(家庭)【乙】と一致すること
 - iii) 都登録 AG(家庭)が申請の手続きを販売事業者に委託する場合は、都登録 AG(家庭) 【乙】の事業者名、部署、担当者氏名、住所が記入されていること。押印は省略可能です。
- ④ i)都登録AG(家庭)から申請代行業務委託を受けた販売事業者が存在する場合は、販売事業者の 事業者名、住所、担当者氏名が記入され、押印(本業務を行う責任者が押印すること。 必ずしも代表取締役印である必要はありません。)されていること
 - ii)都登録AG(家庭)が公社に登録する販売事業者リストにある事業者であること

補足

【甲】【乙】間での条項の追加について

委任状に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。 (委任状は指定の様式であり、助成対象者及び手続代行者が変更することはできません。)

3.1 (参考)関連ホームページのご案内

・本事業 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

・アグリゲーション事業について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home

デマンドレスポンス実証ポータルサイト

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

東京都

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 助成金申請の手引き

> 口発行・編集 令和6年6月 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京) 〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

電話:03-6659-3472 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)9:00~17:00